

# 計 画 書

阪神間都市計画下水道の変更（尼崎市決定）

都市計画尼崎市公共下水道「3.下水管渠」中 丸島雨水幹線を次のように変更する。

## 3 . 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
丸島雨水幹線	尼崎市元浜町4丁目	尼崎市丸島町	管径又は幅員・2.00m 延 長 約 1,270m

「区域は計画図表示のとおり」

（理由）別添理由書のとおり

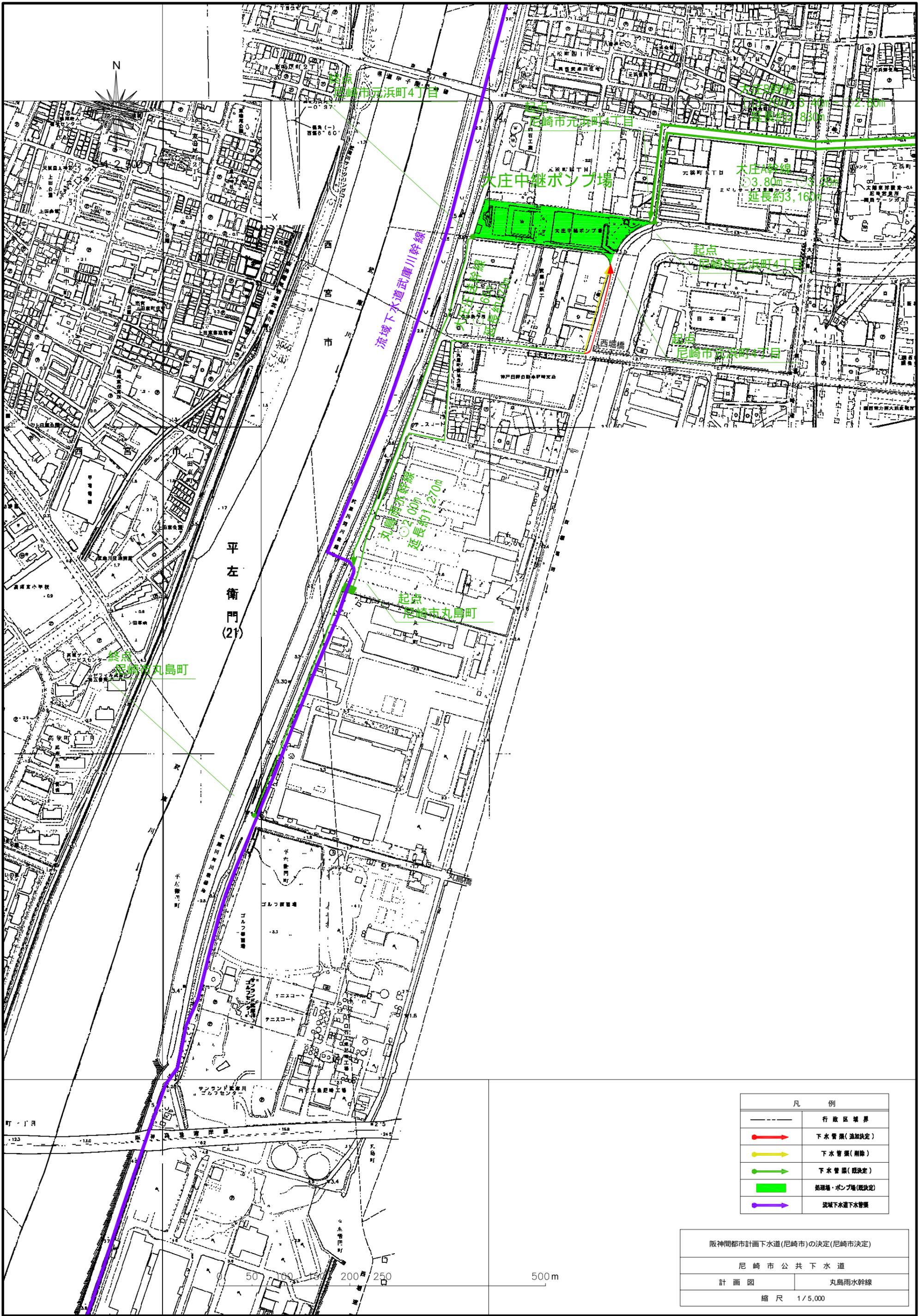
## 理 由 書

尼崎市では、昭和28年から下水道整備を行っているところである。

大庄排水区は尼崎市の南西端に位置する地区であるが、当排水区では計画降雨を排水する能力がないことから、丸島雨水幹線の整備を進めているところである。

当初、当該雨水幹線の西堀運河右岸の布設位置については、護岸構造物への影響を考慮して民有地内に布設する計画であったが、当該構造物への影響を軽減することが可能な布設位置や工法等について検討し、港湾管理者と再協議を行った結果、必要最小限の範囲で護岸道路内への布設が認められた。

今回の変更は、将来的な維持管理の優位性に考慮し当該雨水幹線のルート为民有地内から西堀運河の護岸道路内に変更するものである。



凡 例	
	行政区域界
	下水管渠(追加決定)
	下水管渠(削除)
	下水管渠(既決定)
	処理場・ポンプ場(既決定)
	流域下水道下水管渠

阪神間都市計画下水道(尼崎市)の決定(尼崎市決定)	
尼崎市公共下水道	
計画図	丸島雨水幹線
縮尺 1/5,000	